

薬局の構造規制の緩和に反対する決議

現在、規制改革会議では、医薬分業における規制の見直しとして、医療機関と薬局の構造的独立を確保するための規制が緩和されようとしている。

患者の安全を守る観点から、薬剤師には薬剤師法第二十四条で処方医への「疑義照会」が義務付けられており、「処方せんに疑わしい点があるときは、その疑わしい点を確かめた後でなければ調剤してはならない」とされている。この規定は、医師と薬剤師が適切に業務を分担し、安全で安心な薬物治療の提供を実現するための原則であり、それを確かなものとするには、薬局は医療機関から「経済的」「機能的」「構造的」に独立していることが不可欠である。また、過去を振り返ってみても、構造的独立を確保できなかったために発生した薬局と医療機関間の不正行為が、社会的指弾を受けたことを踏まえて現在の規制となっていることを忘れてはならない。

言うまでもなく、患者に過剰な負担を強いることは医療に携わる者として望むところではない。しかし、利便性のみを理由に、これら三原則を揺るがしかねない薬局の構造規制の緩和は、患者の医薬品使用の安全確保の観点から、薬剤師として看過することはできない。

日本薬剤師会は全国の薬剤師会と連携して、薬局の構造規制を緩和することに強く反対する。

右、決議する。

平成二十七年五月二十六日

公益社団法人 日本薬剤師会